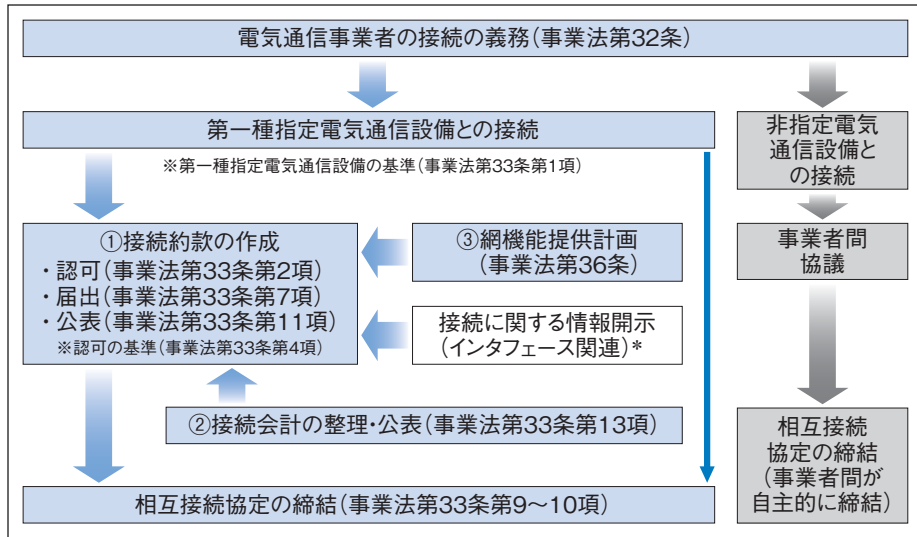


2. 相互接続のルール

現在、相互接続は法制化された「接続ルール」に基づき、運用されています。



*事業法第33条第15項(努力義務規定)に基づく自主的な情報開示

相互接続に対する基本的な考え方

当社では、競争の進展が市場の活性化やサービスの多様化・高度化につながるものと考えており、他の電気通信事業者からの不可欠設備への接続要望にあたっては、「すべての接続要望におこたえする」ことを原則として取り組んでいます。

また他の電気通信事業者のご利用しやすい、他の電気通信事業者から信頼されるネットワークの構築に積極的に取り組んでいます。

●原則すべての接続要望におこたえます

- 接続約款に規定した条件に基づき費用をお支払いいただきます
- 当社が接続をお断りするのには接続約款に規定した以下の4つの場合です
 - ・ 当社の電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがある場合
 - ・ 接続が当社の利益を不当に害するおそれがある場合
 - ・ 接続に関し負担が必要な金額の支払いを怠る場合または怠るおそれがある場合
 - ・ 接続のための設備の設置または改修が技術的にまたは経済的に著しく困難な場合

●相互接続の条件は、公平・公正、内外無差別とし同一条件を確保します

(参考) 第一種指定電気通信設備の範囲

当社の設置する電気通信設備の一部は、総務大臣より「他の事業者との接続が利用者の利便の向上および電気通信の発達に欠くことのできない設備」として指定されています。主な第一種指定電気通信設備の範囲は下図のようになります。[総務省告示第243号(平成13年4月6日)により規定]

<第一種指定電気通信設備と標準的な接続箇所>

